

令和6年12月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第9号）新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道用水供給事業及び水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道用水供給事業及び水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>